

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照表

改正後

改正前

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

第二十七条の四 「同上」

一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行った方法により設置した場合（次に掲げる場合を除く。）

一 「同上」

イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備（以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質（総合品質及びネットワーク品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備に限る。）を劣化させることとなる場合

イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備（以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質又は接続品質を劣化させることとなる場合

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）にあつては、接続品質、総合品質又はネットワーク品質を劣化させることとなる場合

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）にあつては、接続品質又は総合品質を劣化させることとなる場合

〔二・三 略〕

〔二・三 同上〕

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

第二十七条の五 「同上」

一 二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類（ネからラまでにあつては、事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットネットワークを用いた総合デジタル通信用設備に限る。）

一 二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イ イ〜ツ 略

イ イ〜ツ 同上

ロ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ロ 「新設」

ハ ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ 「新設」

ニ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ニ 「新設」

ヘ ヌ〜ケ 「略」

ヘ ヌ〜ケ 「同上」

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）

二 「同上」

次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ホ 略〕

三 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、キ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ 略〕

四 携帯電話用設備又はPHS用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

六 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、キ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

〔七 略〕

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・リ 略〕

九 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 略〕

十一 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、キ及びクに掲げるものを除

く。）

〔ロ・ホ 同上〕

三 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、リ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ 同上〕

四 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

五 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ム及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

六 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ム及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

〔七 同上〕

八 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ソ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・リ 同上〕

九 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

十 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 同上〕

十一 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、リ及びキに掲げるものを除

く。）

十一 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、リ及びキに掲げるものを除

く。

〔ロ・ハ 略〕

十二 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 略〕

十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 略〕

十四 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ナ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 略〕

〔2 略〕

く。

〔ロ・ハ 同上〕

十二 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びナに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 同上〕

十三 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ム及びナに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 同上〕

十四 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ム及びナに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 同上〕

〔2 同上〕